

令和4年度多治見市空家等審議会 次第

日時：令和5年3月1日（水曜日） 午後3時～午後4時30分（予定）

会場：バロー文化ホール 2階大会議室

1. 会長の選任

2. 議題【報告事項】

議題1 令和4年度特定空家等に対する略式代執行の実施について…資料1

議題2 多治見市内の空家等の状況について…資料2

議題3 特定空家の認定基準について…資料3-1, 3-2, 3-3

<用語の定義>

資料中、各用語の定義は以下の通りとしております。

(1) 「法」

空家等対策の推進に関する特別措置法

(2) 「空家等」

法第2条第1項に規定する、建築物又はこれに付随する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの。

(3) 「特定空家等」

法第2条第2項に規定する、そのまま放置されれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。

委員名簿（任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日）

氏名	委員区分	備考
たけやぶ ひろし 竹藪 洋	警察官	多治見警察署生活安全課長
はせがわ ゆきお 長谷川 幸生	建築士	マヂス設計工房
まつしま よしひさ 松島 祥久	建設業代表	多治見建設業協会理事長
きのした たかこ 木下 貴子	弁護士	多治見ききょう法律事務所
はやかわ てるお 早川 輝夫	公募委員	
ほそえ まさなお 細江 正尚	区長会代表	任期：令和4年6月1日～